

# 愛媛県建築士会木造住宅耐震診断技術者派遣名簿登載要領

(公社) 愛媛県建築士会

## (目的)

第1条 この要領は、県内市町が実施する木造住宅耐震診断派遣事業（以下、「耐震診断派遣事業」という。）に関し、公益社団法人愛媛県建築士会（以下、「建築士会」という。）が派遣を行うための耐震診断技術者の名簿登載について必要な事項を定める。

2 建築士会が、耐震診断派遣事業に協力することにより、住民が居住又は賃貸する戸建木造住宅の耐震性能を知り、ひいては耐震改修の重要性を理解することで、耐震化が促進され、発生が危惧される南海トラフ巨大地震などに対して多数の者の安全及び、地域の防災安全性の向上を図ることを目的とする。

## (用語の定義)

第2条 この要領における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 耐震診断とは、愛媛県木造住宅耐震診断マニュアルを踏まえた上で、一般財団法人日本建築防災協会による「一般診断法」若しくは「精密診断法」（時刻歴応答計算による方法を除く）に基づき、地震に対する安全性を評価することをいい、耐震改修概算工事費の提示等を含むものとする。
- (2) 耐震診断技術者とは、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士で、愛媛県木造住宅耐震診断講習会を受講し、受講修了証の交付を受けた者をいう。
- (3) 耐震診断派遣事業とは、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号）に基づき、市町が国の補助を受けて、昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅に対し、耐震診断技術者を派遣し、耐震診断を行う事業をいう。
- (4) 耐震診断事務所とは、愛媛県木造住宅耐震診断事務所登録要綱第4条第3項の規定により、愛媛県の登録を受けた建築士事務所をいう。

## (名簿登載の届出)

第3条 第1条第2項の目的に賛同し、耐震診断派遣事業に協力することができる耐震診断技術者を掲載した愛媛県建築士会木造住宅耐震診断技術者派遣名簿（以下、「耐震診断技術者派遣名簿」という。）への登載を希望する場合は、耐震診断技術者派遣名簿登載届出書（様式第1号）を、建築士会に1部提出して行う。

2 前項の届出書の提出は、耐震診断事務所の開設者が行うものとする。

(変更等の届出)

第4条 第3条第1項の登載の届出を行った耐震診断事務所の開設者は、届出事項に変更が生じた場合は、速やかに耐震診断技術者派遣名簿登載事項変更届(様式第2号)により建築士会に届け出なければならない。

2 有効期間の満了前に、第3条第1項に基づき登載された耐震診断技術者を抹消するときは、耐震診断技術者派遣名簿抹消届(様式第3号)を、耐震診断事務所の開設者が、建築士会に届け出なければならない。

(耐震診断技術者派遣名簿の公表)

第5条 建築士会は、耐震診断技術者派遣名簿(様式第4号)を作成し、ホームページ等により公表するものとする。

(資格確認)

第6条 建築士会は必要に応じて、耐震診断技術者の資格要件(建築士免許、講習修了等)について確認を行うことができる。

(名簿登載の取消し等)

第7条 建築士会は、耐震診断技術者派遣名簿に登載した耐震診断技術者が次の各号のいずれかに該当する場合には、登載を取り消すことができる。

- (1) 耐震診断技術者に該当しなくなったとき。
- (2) 第4条第2項の届出があったとき
- (3) 建築士法第9条に基づく免許の取り消し処分を受けたとき。
- (4) 建築士法第10条第1項に基づく戒告を受けたとき
- (5) 耐震診断業務において、業務の不履行、実施期間の著しい遅延又は、現地調査若しくは相談業務等に不適當な行為があったとき。
- (6) その他、不誠実な行為を行うなど、建築士会が不適當と認めたとき。

2 第1項第3号から第6号の規定により登載を取消され、その取消の日から起算して3年を経過しない者は、耐震診断技術者派遣名簿に登載すること

ができない。ただし、建築士会が特に必要と認めた場合には、この限りではない。

- 3 建築士会は、登載を取り消された理由に応じ、再度同様の状況が生じるおそれがあると考えられる場合は、再登載を認めないことができる。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成28年1月29日から施行する。

この要領は、令和8年5月16日から施行する。(名簿登載の有効期限撤廃)